

令和 2 年度

国債整理基金特別会計財務書類

国債整理基金特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第19条第1項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	47,546,073	12,225,220			
有価証券	1,884,909	1,569,181			
未収収益	8	2			
他会計繰戻未収金	342,333	281,713			
有形固定資産	0	0			
物	0	0	<資産・負債差額の部>		
無形固定資産	0	0	国債整理基金	49,773,324	14,076,118
			(うち受入株式)	(1,255,815)	(1,369,634)
資産合計	49,773,324	14,076,118	負債及び資産・ 負債差額合計	49,773,324	14,076,118

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自平成31年4月1日 至令和2年3月31日〕	本会計年度 〔自令和2年4月1日 至令和3年3月31日〕
国債事務取扱費	31,747	16,982
支払手数料	31,745	16,838
その他の経費	2	143
減価償却費	0	0
利子及割引料	8,465,580	8,193,472
有価証券評価損	986,422	—
本年度業務費用合計	9,483,750	8,210,455

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日〕	本会計年度 〔自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日〕
I 前年度末国債整理基金	57,664,439	49,773,324
II 本年度業務費用合計	△ 9,483,750	△ 8,210,455
III 財 源	8,578,474	8,235,891
1 自 己 収 入	133,427	70,222
運 用 収 入	119	99
配 当 金 収 入	61,045	34,557
そ の 他 の 財 源	72,263	35,566
2 目 的 税 等 収 入	123,768	112,151
たばこ特別税収入	123,768	112,151
3 他会計からの受入	8,321,277	8,053,517
一般会計からの受入	7,626,772	7,392,968
交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入	156	134
外国為替資金特別会計からの受入	286	279
財政投融资特別会計からの受入	685,714	653,577
エネルギー対策特別会計からの受入	983	739
年金特別会計からの受入	34	41
食料安定供給特別会計からの受入	291	226
国有林野事業債務管理特別会計からの受入	1,155	350
自動車安全特別会計からの受入	2,126	714
東日本大震災復興特別会計からの受入	3,758	4,484
IV 資 産 評 価 差 額	528,002	113,196
V その他資産・負債差額の増減	△ 7,513,840	△ 35,835,838
VI 本年度末国債整理基金	49,773,324	14,076,118

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日〕	本会計年度 〔自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日〕
I 業務収支		
1 財源		
自己収入		
運用収入	113	104
配当金収入	61,045	34,557
その他の収入	68,786	35,398
目的税等収入		
たばこ特別税収入	123,768	112,151
他会計からの受入		
一般会計からの受入	22,284,891	22,324,518
交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入	31,617,451	31,328,507
外国為替資金特別会計からの受入	286	279
財政投融资特別会計からの受入	14,204,694	11,965,094
エネルギー対策特別会計からの受入	9,339,901	9,617,142
年金特別会計からの受入	1,458,325	1,452,462
食料安定供給特別会計からの受入	96,681	103,921
国有林野事業債務管理特別会計からの受入	356,369	363,352
自動車安全特別会計からの受入	38,986	35,825
東日本大震災復興特別会計からの受入	3,758	4,484
公債金	104,238,259	108,503,859
前年度剰余金受入	3,076,435	3,091,827
財源合計	186,969,755	188,973,488
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
国債事務取扱諸費		
支払手数料	△ 31,745	△ 16,838
その他の支出	△ 2	△ 143
債務償還費	△ 175,380,599	△ 177,710,843
利子及割引料	△ 8,465,580	△ 8,193,472
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 183,877,927	△ 185,921,298
業務支出合計	△ 183,877,927	△ 185,921,298

業 務 収 支	3,091,827	3,052,189
Ⅱ 財 務 収 支		
財 務 収 支	—	—
本 年 度 収 支	3,091,827	3,052,189
翌 年 度 歳 入 繰 入	3,091,827	3,052,189
特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定 による借換国債収入額	45,082,716	9,372,578
資金の預託金以外への運用	△ 628,471	△ 199,547
本年度末現金・預金残高	47,546,073	12,225,220

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

全て満期保有目的以外の有価証券であり、市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないもののうち政府出資等として管理されている有価証券については、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。その他の有価証券については、原価法によって評価している。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な後発事象

(1) 日本郵政株式会社株式の売却

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第5条の2の規定に基づき保有していた日本郵政株式会社株式については、令和3年度中、10月末までの間において売却を行っている(当該売却金額1,093,147百万円)。

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金の種類：国債整理基金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第38条

内 容：国債の償還及び発行を円滑に行うために設置している。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「有価証券」には、国債、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式を計上している。
- ・「未収収益」には、運用利子に係る当年度分を計上している。
- ・「他会計繰戻未収金」には、「日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第1項の規定による繰入額の残高及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第12条第5項の規定による繰入額の残高を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権について、取得価格で計上している。

イ 資産・負債差額の部

- ・「国債整理基金」とは、公債等の償還のために一般会計等から繰り入れられた償還財源の残高等を、資産・負債差額の部で整理したものである。なお、内訳として本特別会計に帰属している株式の価額を区分して計上している。

② 業務費用計算書

- ・「支払手数料」には、国債事務取扱手数料を計上している。
- ・「その他の経費」には、証書等製造費及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「利子及割引料」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等の利子並びに借入金及び一時借入金の利子を計上している。なお、本特別会計においては、各会計から受け入れた資金等を財源として支出した額を計上している。
- ・「有価証券評価損」には、前会計年度において、有価証券に係る強制評価減による損失を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末国債整理基金」には、前年度の貸借対照表の「国債整理基金」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「運用収入」には、国債整理基金の運用から生じる利子収入等を計上している。
- ・「配当金収入」には、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式からの配当金収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、公債発行に伴う経過利子受入等を計上している。
- ・「たばこ特別税収入」には、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」第24条の規定によるたばこ特別税収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第42条第1項の規定による一般会計が負担する公債等の利子及び借入金の利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「外国為替資金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による外国為替資金特別会計が負担する国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、外国為替資金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第68条第1項の規定による財政投融资特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、財政投融资特別会計からの受入額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定によるエネルギー対策特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、エネルギー対策特別会計からの受入額を計上している。
- ・「年金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による年金特別会計の借入金及び一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、年金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による食料安定供給特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、食料安定供給特別会計からの受入額を計上している。
- ・「国有林野事業債務管理特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による国有林野事業債務管理特別会計の借入金の利子の支払に充てる目的のため、国有林野事業債務管理特別会計からの受入額を計上している。

- ・「自動車安全特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による自動車安全特別会計の借入金の利子の支払に充てる目的のため、自動車安全特別会計からの受入額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 229 条第 2 項の規定による東日本大震災復興特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、東日本大震災復興特別会計からの受入額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、有価証券の時価評価に伴う評価差額及び国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、債務償還費(公債等、借入金及び政府短期証券の元本部分の償還額)、債務償還費に充てられる財源の受入額、令和 2 年度において「特別会計に関する法律」第 47 条第 1 項の規定により発行した借換国債の発行収入金及び雑収入として受入れた経過利子のうち預り計上額と戻入額の差額を計上している。
- ・「本年度末国債整理基金」には、本年度の貸借対照表の「国債整理基金」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「運用収入」には、国債整理基金の運用による利益金を計上している。
- ・「配当金収入」には、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式からの配当金収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、公債発行に伴う経過利子受入等を計上している。
- ・「たばこ特別税収入」には、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」第 24 条の規定によるたばこ特別税収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第 6 条第 2 項の規定による繰戻及び改正法附則第 12 条第 5 項の規定による繰戻のほか、「特別会計に関する法律」第 42 条の規定による一般会計が負担する公債等の償還及び利子、借入金の償還及び利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「外国為替資金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による外国為替資金特別会計が負担する国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、外国為替資金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 68 条第 1 項の規定による財政投融资特別会計が負担する公債の償還及び利子、国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、財政投融资特別会計からの受入額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定によるエネルギー対策特別会計の借入金の償還及び利子、石油証券の償還並びに国債事務取扱諸費のほか、同法第 91 条の 3 第 1 項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券の償還の支払に充てる目的のため、エネルギー対策特別会計からの受入額を計上している。
- ・「年金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による年金特別会計の借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、年金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による食料安定供給特別会計の借入金の償還及び利子、食糧証券の償還並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、食料安定供給特別会計からの受入額を計上している。

- ・「国有林野事業債務管理特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による国有林野事業債務管理特別会計の借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、国有林野事業債務管理特別会計からの受入額を計上している。
- ・「自動車安全特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による自動車安全特別会計の借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、自動車安全特別会計からの受入額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第229条第2項の規定による東日本大震災復興特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、東日本大震災復興特別会計からの受入額を計上している。
- ・「公債金」には、借換国債（「特別会計に関する法律」第46条第1項及び令和元年度において同法第47条第1項の規定により発行した公債）の発行による収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本特別会計の前年度剰余金を計上している。
- ・「支払手数料」には、国債事務取扱手数料を計上している。
- ・「その他の支出」には、証書等製造費及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「債務償還費」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等、借入金、石油証券及び食糧証券の償還額を計上している。
- ・「利子及割引料」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等の利子、借入金及び一時借入金の利子を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、「業務収支」の額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」の額を計上している。
- ・「特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額」には、令和3年度における国債の整理又は償還のために令和2年度において発行した借換国債の発行収入金を計上している。
- ・「資金の預託金以外への運用」には、本特別会計における余裕金の国債への運用を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額」を加え、「資金の預託金以外への運用」を減額したものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(4) 本特別会計は、「特別会計に関する法律」第12条の規定による財政融資資金への預託による運用のほか、同法第45条第1項の規定により、国債の保有による運用が認められており、令和2年度末においては、199,547百万円を「有価証券」として運用している。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	12,225,220
合 計	12,225,220

② 有価証券の明細

ア 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格があるもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
利付国庫債券	305,317	△ 622	—	304,694	—	—	—
日本郵政株式会社株式	896,039	—	—	—	149,392	—	1,045,432
合 計	1,201,357	△ 622	—	304,694	149,392	—	1,045,432

イ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格がないもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
個人向け国庫債券	323,777	—	2,891,409	3,015,638	—	—	199,547
東京地下鉄株式会社株式	359,775	△ 295,534	—	—	259,960	—	324,201
合 計	683,552	△ 295,534	2,891,409	3,015,638	259,960	—	523,748

ウ 市場価格のある有価証券(満期保有目的以外)の時価等の明細

(単位：百万円)

銘 柄	株 式 数	取 得 原 価	時 価	貸借対照表 計 上 額
日本郵政株式会社株式	1,059,524,600株	896,039	1,045,432	1,045,432
合 計	1,059,524,600株	896,039	1,045,432	1,045,432

(注) 日本郵政株式会社株式は令和元年度において強制評価減(986,422百万円)を実施している。

エ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純 資 産 額 に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
東京地下鉄株式会社	1,738,989	1,132,045	606,944	120,267	64,241	53.41%	324,201	324,201	法定財務諸表
合 計	1,738,989	1,132,045	606,944	120,267	64,241	—	324,201	324,201	

③ 他会計繰戻未収金の明細

(単位：百万円)

債 権 の 種 類	相 手 先	本年度末残高	債 権 の 内 容 等
他会計繰戻未収金	一般会計	95,052	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第1項の規定による繰入額の残高
他会計繰戻未収金	一般会計	186,660	改正法附則第12条第5項の規定による繰入額の残高
合 計		281,713	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本 年 度 減 価 償 却 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物 品	0	—	—	0	—	0
小 計	0	—	—	0	—	0
(無形固定資産)						
電 話 加 入 権	0	—	—	—	—	0
小 計	0	—	—	—	—	0
合 計	0	—	—	0	—	0

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	国債保有者等	35,566
合 計			35,566

(2) 他会計からの受入の明細

(単位：百万円)

区 分	計	債 務 償 還 費	利子及割引料	国債事務取扱費	他会計繰戻金
一 般 会 計	7,392,968	—	7,377,057	15,911	—
特 別 会 計	660,548	—	659,519	1,029	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	134	—	134	—	—
外国為替資金特別会計	279	—	—	279	—
財政投融资特別会計	653,577	—	652,914	663	—
エネルギー対策特別会計	739	—	732	7	—
年金特別会計	41	—	41	—	—
食料安定供給特別会計	226	—	226	0	—
国有林野事業債務管理特別会計	350	—	350	—	—
自動車安全特別会計	714	—	714	—	—
東日本大震災復興特別会計	4,484	—	4,405	78	—
合 計	8,053,517	—	8,036,577	16,940	—

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券 (市場価格のあるもの)	△ 296,157	409,353	113,196	
(市場価格のないもの)	△ 622	149,392	148,770	時価評価に伴う評価差額
(市場価格のないもの)	△ 295,534	259,960	△ 35,574	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合 計	△ 296,157	409,353	113,196	

(4) その他資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額
債 務 償 還 費		△ 177,710,843
公 債 等 償 還	国債保有者	△ 134,735,699
借 入 金 償 還	財政融資資金等	△ 41,703,444
政 府 短 期 証 券 償 還	民間企業等	△ 1,271,700
償 還 財 源		132,502,594
他 会 計 よ り 受 入	各会計	69,081,451
公債金(特会法第46条第1項)	国債保有者	63,421,142
公債金(特会法第47条第1項)	国債保有者	9,372,578
預 り 経 過 利 子		△ 167
令 和 元 年 度 預 り 戻 入	国債保有者	△ 4,508
令 和 2 年 度 預 り 計 上	国債保有者	4,341
合 計		△ 35,835,838

3 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	国債保有者等	35,398
合 計			35,398

(2) 他会計からの受入の明細

(単位：百万円)

区 分	計	債 務 償 還 費	利子及割引料	国債事務取扱費	他会計繰戻金
一 般 会 計	22,324,518	14,870,930	7,377,057	15,911	60,619
特 別 会 計	54,871,070	54,210,521	659,519	1,029	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,328,507	31,328,372	134	—	—
外国為替資金特別会計	279	—	—	279	—
財政投融资特別会計	11,965,094	11,311,517	652,914	663	—
エネルギー対策特別会計	9,617,142	9,616,402	732	7	—
年金特別会計	1,452,462	1,452,421	41	—	—
食料安定供給特別会計	103,921	103,694	226	0	—
国有林野事業債務管理特別会計	363,352	363,002	350	—	—
自動車安全特別会計	35,825	35,111	714	—	—
東日本大震災復興特別会計	4,484	—	4,405	78	—
合 計	77,195,589	69,081,451	8,036,577	16,940	60,619

(3) 資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
国 債 整 理 基 金	48,174,544	150,171,522	185,921,298	12,424,768
合 計	48,174,544	150,171,522	185,921,298	12,424,768

(注) 本年度増加額には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む。